

○汚水が地下に浸透することを防止するための措置

〔平成二十二年三月二十九日〕
〔環境省告示第二十四号〕

改正 平成三十一年一月三十日環境省告示第十五号

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四条第一号ルの環境大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するための措置は、次のとおりとする。

- 一 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の地下への浸透を防止するために必要な構造として汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号へに定める構造の床及び路面を二重に設けること。
- 二 特定有害物質を含む固体又は液体が地下に浸透していないことを目視その他の方法により確認するために十分な空間を前号の二重の床の間及び二重の路面の間に設けること。